

会議の傍聴について

1 会議の公開について

あきる野市総合計画審議会の会議は、原則として公開とする。

ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正のおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会長と副会長で協議の上、公開しないことができる。

2 会議の傍聴について

あきる野市総合計画審議会の会議は、原則として傍聴を可とする。

傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

【傍聴受付の流れ（案）】

- (1) 傍聴申込書を記載し、受付に提出してもらう。
- (2) 傍聴申込書を受け付ける。傍聴申込書は各自で持っていてもらう。

<傍聴申込者が定員内であった場合>

- (3) 傍聴申込者に注意事項を伝える。
- (4) 傍聴申込書と引換えに、ナンバー入りの傍聴券を配り、住所、氏名を記入の上、会議室に入室してもらう。
- (5) 入室の際、会議資料を渡す（個人情報等が記載されているものを除く）。

<傍聴申込者が定員を超えた場合>

- (3) 傍聴申込者に注意事項を伝える。
- (4) 傍聴申込書と引換えに、抽選を行う。
- (5 A) 当選した方には、ナンバー入りの傍聴券を配り、住所、氏名を記入の上、会議室に入室してもらう。また、入室の際に会議資料を渡す（個人情報等が記載されているものを除く）。
- (5 B) 落選した方の申込書を回収する。

3 会議録について

議事録は、毎回作成し、会長が内容を確認した上で、公表する（個人情報等が記載されている箇所を除く）。